

悪臭の測定方法について

1 悪臭防止法に基づく規制基準

都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）は、規制地域における自然的、社会的条件を考慮して、特定悪臭物質又は臭気指数の規制基準を定める。

2 規制基準

「悪臭防止法（昭和46年6月1日、法律第91号）の規定に基づく悪臭の規制基準に、関する告示（平成24年3月22日東大和市告示第17号）」

工業地域における規制値：臭気指数13

3 臭気指数の算定

悪臭防止法施行規則（昭和四十七年五月三十日総理府令第三十九号）

第一条 悪臭防止法（以下「法」という。）第二条第二項の規定による気体又は水に係る臭気指数の算定は、環境大臣が定める方法により、試料とする気体又は水の臭気を人間の嗅覚で感知することができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数（以下「臭気濃度」という。）を求め、当該臭気濃度の値の対数に十を乗じた値を求めることにより行うものとする。

4 環境省が定める方法

平成7年9月13日環境庁告示63号

悪臭防止法施行規則第一条の臭気指数及び同規則第六条の二の臭気排出強度の算定の方法は、別表のとおりとする。（抜粋）

5 別表（抜粋）

第1 パネル.

パネル（嗅〈きゆう〉覚を用いて臭気の有無を判定する者をいう。以下同じ。）には、判定試験（パネルが嗅〈きゆう〉覚を用いてにおい袋又はフラスコ中の臭気の有無を判定する試験をいう。以下同じ。）に適した嗅〈きゆう〉覚を有すると認められた者を充てるものとする。